

函館市学校教育審議会条例

(昭和46年函館市条例第41号)

(設置)

第1条 函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、函館市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

- (1) 通学区域の設定または変更に関する事。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 審議会は、委員25名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市立学校の父母と先生の会を代表する者
- (3) 市立学校の教職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員の給与に関する条例（昭和40年12月18日函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附則（昭和48年12月1日条例第76号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行日以後、改正後の函館市学校教育審議会条例第3条第1項の規定に基づいて新たに委嘱または任命する審議会の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、昭和50年8月31日までとする。

附則（平成9年12月18日条例第39号）

この条例は、平成10年3月1日から施行する。